

森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領

平成21年 5月29日付け21林整計第 89号林野庁長官通知
一部改正 平成22年 9月24日付け22林整計第131号林野庁長官通知
一部改正 平成22年11月26日付け22林整計第159号林野庁長官通知

森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱（平成21年5月29日付け21林整計第83号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の内容等については、以下のとおりとする。

第1 基金事業の内容等

要綱別表に定める都道府県が行う事業（以下「基金事業」という。）のメニューごとの内容は別表1のとおりとし、その対象経費については、別紙1のとおりとする。

第2 事業計画等

- 1 都道府県知事は、要綱第4の規定に基づき、全体事業計画を作成し、様式1により林野庁長官（沖縄県知事にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）に申請し、その承認を受けるものとする。
- 2 全体事業計画においては、様式2により基金事業に係る次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 基本的事項（間伐等の森林整備・林業・木材産業に係る現状と課題、施策の基本方針等）
 - (2) 全体目標（全体指標における目標値）
 - (3) 基金事業のメニューごとの事業費等
- 3 都道府県知事は、要綱第4の規定に基づき、年度事業計画を作成し、様式4により、林野庁長官等に報告するものとする。
- 4 年度事業計画においては、様式5により毎年度の基金事業に係る次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 事業種目
 - (2) 実施市町村
 - (3) 事業主体
 - (4) 事業内容
 - (5) 基金事業費
 - (6) 個別指標
- 5 全体事業計画及び年度事業計画における目標を定める指標は、別表2の指標のガイドラインに基づき記載する。
- 6 都道府県知事は、全体事業計画及び年度事業計画を作成するに当たっては森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第11条第1項の規定に基づく森林・林業基本計画、森林法（昭和26年法律第249号）第4条に定める全国森林計画、同法第4条第5項に定める森林整備保全事業計画、同法第5条に定める地域森林計画、同法第10条の5に定める関係市町村の市町村森林整備計画、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第2条の2第2項の規定に基づく林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成18年法律第47号）第4条第3項の規定に基

づく木材安定供給確保事業に関する計画、関係する流域において策定されている流域林業活性化実施計画及び地域振興に関する基本的な計画又は方針との調和を図るとともに、関係行政機関、民間非営利団体及び地域住民等との必要な調整を図るものとする。

7 要綱第4の3に定める重要な変更については、次のとおりとする。

(1) 基金事業総額（国費、本補助金により造成したものをいう。以下同じ。）について、これを変更（基金果実による増を除く。）する場合は、様式1の全体事業計画変更承認申請書により、林野庁長官等に申請し、その承認を受けるものとする。

(2) 林野庁長官等は、(1)により、提出された全体事業計画について、目標が適切に設定されているか、基金事業の総合的な実施が目標の達成に資するかどうかを審査し、適切であると認める場合に承認し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

(3) 全体目標のみを変更する場合は、様式3により、林野庁長官等に協議するものとする。

8 都道府県知事は、基金事業の実施状況について、毎年度、基金事業に係る決算終了後速やかに様式6により林野庁長官等に報告しなければならない。

9 事業計画の作成及び事業の実施に当たっての留意事項については、林野庁長官が別に定めるものとする。

第3 他の施策・事業等との調整

都道府県知事は、基金事業の実施に当たって、次に掲げる国及び都道府県等の施策や事業等との関連とその活用に配慮するものとする。

- 1 治山に関する施策
- 2 森林保全整備に関する施策
- 3 森林環境整備に関する施策
- 4 国有林野の活用に関する施策
- 5 農業構造改善に関する施策
- 6 山村振興に関する施策
- 7 保安林等整備管理に関する施策
- 8 森林計画に関する施策
- 9 森林の流域管理システムの推進に関する施策
- 10 林業普及指導事業交付金に関する施策
- 11 森林病虫害等防除に関する施策
- 12 独立行政法人農林漁業信用基金に関する施策
- 13 林業・木材産業改善資金に関する施策
- 14 森林・林業・木材産業づくり交付金に関する施策

なお、森林・林業・木材産業づくり交付金（森林・林業・木材産業づくり交付金実施要綱（平成20年3月31日19林政経第306号農林水産事務次官依命通知）による事業をいう。）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）等による関連諸制度との調和を図るとともに、強い農業づくり交付金（強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け17生産第8260号農林水産事務次官依命通知）による事業をいう。）、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知）による事業をいう。以下同じ。）等の関係事業と十分な調整を図るよう留意するものとする。

第4 国の助成措置等

国は、要綱第6に定める基金事業の実施に必要な経費として都道府県が行う基金の造

成に必要な経費の交付に当たっては、全体事業計画に定めた目標値を踏まえ、全体事業計画の客観的な評価を行うとともに、他の事業の執行状況等を斟酌し、都道府県ごとに補助金額を算定する。

第5 基金事業の実施

- 1 基金事業は、第2の事業計画に基づいて、それぞれの事業主体が所要の手続を経て実施するものとする。
- 2 基金事業に係る補助金の交付申請、受領及び事業主体への補助金の交付並びに事業実施の指導監督に係る事務は、都道府県知事及び市町村長（以下、「都道府県知事等」という。）が行うものとする。
- 3 都道府県知事等及び事業主体は、地域の実情にかんがみ、過剰と見られるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減に努めるものとする。
- 4 都道府県知事等及び事業主体は、基金事業のうち施設等整備に対し計画数量等に基づく定額で補助金額を算定するものについて、特に、施設等整備後の事業の実施状況を十分に把握し、計画達成に努めることとする。

第6 達成状況報告等

都道府県知事は、要綱第7に基づき、目標の達成状況について調査し、1については、様式8により、林野庁長官等に報告しなければならない。市町村長及び事業主体は、都道府県知事が行う達成状況の調査等に協力しなければならない。

- 1 全体事業計画における目標
 - (1) 目標年度は、別表2に定めるとおり、事業完了年度又は事業完了年度の翌年度から起算して3年目とする。
 - (2) 調査年度は、事業完了年度から目標年度までとし、調査年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官等に報告する。
- 2 年度事業計画における目標
 - (1) 目標年度は、別表2に定めるとおり事業実施年度又は事業実施年度の翌年度から起算して3年目とする。
 - (2) 調査年度は、事業実施年度から目標年度までの各年度とする。

また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）に係る収支実績については、営業（実施）年度から起算して3年間調査する。

第7 事業評価

- 1 要綱第8に基づき、事業主体は、個別の事業について、森林整備加速化・林業再生基金事業の事業評価実施要領（平成21年5月29日付け21林整計第88号林野庁長官通知）に基づいて、下記のとおり事前評価及び事後評価を実施するものとする。
- 2 事前評価

事業主体は、年度事業計画の作成段階において、費用対効果分析による事業効果の測定を行い、都道府県知事に報告するものとする。
- 3 事後評価

事業主体は、目標年度において、事前評価を行った事業ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、都道府県知事に報告するものとする。
- 4 その他

上記のほか、都道府県知事は、要綱第7に基づく達成状況報告の際に、当初想定さ

れた事業効果が発現されているか否かといった観点から総合的評価を行うものとする。

第8 改善措置等

要綱第9に基づく改善措置等については、次のとおりとする。

- 1 低調である場合とは、次の（１）及び（２）の場合とする。
 - （１）年度事業計画に定める指標について、目標年度における目標値の達成率が70%未満である場合
 - （２）年度事業計画に定める指標について、目標年度までの期間における目標値の達成率が単年度で50%未満の場合
- 2 都道府県知事は、1の（１）の場合、又は（２）の場合で、かつ、指標の目標年度において目標達成が困難と判断される場合には、中小企業診断士(中小企業支援法(昭和38年7月15日法律第147号)第11条に定める中小企業の経営診断の業務に従事する者)等による経営指導及び事業主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（以下「改善措置」という。）を実施するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。
- 3 都道府県知事は、改善措置を実施しても、なお目標の達成率が50%未満である場合は、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとする。

第9 事業の透明性・客観性の確保

都道府県知事は、基金事業に係る事業計画（変更計画を含む。）、達成状況報告、事業評価結果、改善措置の内容及びその進捗状況について、インターネットのウェブサイト等効果的な手法により広く公表するものとする。

第10 基金事業の運営

- 1 基金の造成
基金は、別に定める「森林整備加速化・林業再生事業費補助金交付要綱」（平成21年5月29日付け21林整計第82号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき、国からの補助金を受けて都道府県が造成するものとする。
- 2 基金の設置方法
基金は、その設置目的、額、管理、運用益の処理、処分等について、条例等において定めるものとする。
- 3 基金の運用方法
基金の運用については、次の方法によるものとする。
 - （１）国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得等
 - （２）金融機関への預金
 - （３）信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）
- 4 基金の果実
基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。
- 5 基金の取崩しの制限
基金（4により繰り入れられた果実を含む。）は、第1に掲げる基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。
- 6 返還された補助金等の取扱

基金事業の終了前に事業主体から補助金等の返還があった場合は、これを基金に繰り入れるものとする。

7 基金の残額の取扱い

都道府県は、基金事業の終了時において、基金に残額がある場合は、これを国に納付するものとする。

8 基金事業の中止又は廃止

(1) 都道府県知事は、基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣（事務委任に係るものにあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下、同じ。）の承認を受けなければならないものとする。

(2) 農林水産大臣は、(1)の承認をする場合において、必要に応じて、条件を付することができるものとする。

9 基金事業の事故の報告

都道府県知事は、基金事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに農林水産大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

10 基金事業の終了等

(1) 基金事業は、平成23年度末までとする。

(2) 農林水産大臣は、(1)に定める場合のほか、次に掲げる場合には、基金事業について終了又は変更を命ずることができるものとする。

① 都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、要綱、この要領若しくは交付要綱又はこれらに基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合

② 都道府県が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合

③ 都道府県が、基金の運営に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

④ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(3) 農林水産大臣は、(2)の終了又は変更を命じた場合において、基金から支出した金額に相当する金額について、期限を付して基金に充当することを命ずることができるものとする。

ただし、農林水産大臣がやむを得ない事情があると認めるときの取り扱いは、適正化法第18条第3項の規定に準じるものとする。

(4) (3)の期限内に基金に充当がなされない場合には、農林水産大臣は、未納に係る額について、都道府県知事にその未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

(5) 基金の解散後において、事業主体等から補助金等の返還があった場合には、都道府県知事は、これを国に納付しなければならない。

11 基金事業実施に当たっての条件

基金事業の実施に当たっては、別紙2の条件が付されるものとする。

12 基金事業の経理等

(1) 都道府県知事は、基金事業経理について、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならないものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに基金事業の終了した日（8の(1)による基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合及び10の(2)による基金事業の終了を命ぜられた場合

を含む。)の属する会計年度の終了後5年間、農林水産大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならないものとする。

13 基金事業の検査等

- (1) 農林水産大臣は、基金事業の適正を期するため必要があるときは、都道府県知事に対し報告を求め、又は農林水産省職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 農林水産大臣は、(1)の調査により、適正化法、適正化法施行令、要綱及びこの要領並びに交付要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県知事に適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第11 補助金交付決定前の着手

基金事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、交付決定前に着手する必要がある場合は、要綱別表メニュー1に係る事業に限り、平成21年5月29日より着手できるものとする。

また、「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」について（平成22年9月10日閣議決定）に基づき、平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費を活用して実施する森林・林業再生緊急対策（以下「森林・林業再生緊急対策」という。）については、平成22年9月24日より着手することができるものとする。

「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」について（平成22年10月8日閣議決定）に基づき実施する森林・林業再生総合対策（以下「森林・林業再生総合対策」という。）については、平成22年11月26日から着手することができるものとする。

第12 その他

内閣府沖縄総合事務局長は、第2の1、3、7、8及び第6に基づく報告等を受けた場合は、その写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

森林整備加速化・林業再生基金事業交付対象経費

1 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等

補助率については定額（10/10以内で都道府県知事が定めるもの）とし、基金事業終了時の総額については、基金事業総額（国費、本補助金により造成したものをいう。以下同じ。）の3%以内で1億円を上限とする。対象となる経費については事業を実施する上で追加的に必要となる次の経費とする。

(1) 技術者給

技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。

(2) 賃 金

アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(3) 謝 金

事業の推進を図るために開催する会議や研修等に参加する委員及び指導者等の謝金とする。

(4) 旅 費

技術者、アルバイト、技能者及び会議等に参加する委員並びに指導者等の旅費とする。

(5) 需 用 費

消耗品費、燃料費、食糧費（原則として会議等における茶菓子賄料に限る。）、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等とする。

(6) 役 務 費

通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、損害保険料（自動車損害賠償責任保険料等）、自動車重量税及び自動車取得税等とする。

(7) 委 託 料

資料作成、登記事務、測量・調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等の委託料とする。

(8) 使用料及び賃借料

会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。

(9) 備品・資機材購入費

事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

(10) 原材料費

情報提供、研修会等に必要な原材料費とする。

2 間伐

間伐等を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、1ヘクタール当たり25万円以内の範囲で定めることとする。

ただし、間伐等を実施する箇所までの到達路網を作設する場合は、1ヘクタール当たり45万円以内とする。

なお、間伐等の経費のうち、不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積、その他附帯施業に係る経費については、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）第5の4の(2)の標準単価に準じるものとする。

また、作業路網の整備に係る経費は、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）、森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）、森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知）、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準（平成11年4月1日付け11林野計第135号林野庁長官通知）、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準（平成11年4月1日付け11林野計第136号林野庁長官通知）及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準（平成11年4月1日付け11林野計第137号林野庁長官通知）に準じるものとする。

ただし、都道府県において、地域の実情を勘案し、新たな算定方法の必要がある場合はこの限りではない。

また、関連条件整備活動費については、事業主体が森林施業に着手する上で、直接必要となる次の表に掲げる経費とする。

区 分	内 容
技術者給 賃 金	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有する者（主任技師、技師等）の労賃
旅 費	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
需 用 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費 消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等
委 託 料 使用料及び賃借料	資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料等の委託料 会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。
備品・資機材購入費	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材（薬剤、鉋等）の購入費（ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）

3 林内路網整備

(1) 中核作業道の整備及び関連条件整備活動

中核作業道の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、各路線毎に定めるものとする。

ただし、基金事業終了時において、都道府県ごとの中核作業道の開設延長の合計に1メートルあたり平均50千円(森林・林業再生緊急対策によるものについては、2万5千円。)を乗じた金額を上限とする。

中核作業道の整備にかかる経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準に準じるものとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、中核作業道の開設には工事雑費及び事務雑費は、林業関係公共事業地方事務費等の取扱いについて(平成10年4月1日付け10林野政第152号林野庁長官通達)によるものとする。

また、関連条件整備活動費については、事業主体が中核作業道整備に着手する上で、直接必要となる経費で、その内容は2に準じるほか、事業実施の打ち合わせ等に出席する指導者等の謝金とする。

(2) 基幹作業道の整備及び関連条件整備活動

基幹作業道の整備を実施するために都道府県が定める定額の単価は、各路線毎に定めるものとする。

ただし、基金事業終了時において、都道府県ごとの基幹作業道の開設延長の合計に1メートルあたり平均14千円を乗じた金額を上限とする。

基幹作業道の整備にかかる経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準に準じるもののほか、林野庁が別途定めるものによるものとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、基幹作業道の開設には工事雑費及び事務雑費は、林業関係公共事業地方事務費等の取扱いについて(平成10年4月1日付け10林野政第152号林野庁長官通達)によるものとする。

また、関連条件整備活動費については、(1)に準じる。

(3) 作業路の整備及び関連条件整備活動

作業路の整備を実施するために都道府県が定める定額の単価は、各路線毎に定めるものとする。

ただし、基金事業終了時において、都道府県ごとの作業路の開設延長の合計に1メートルあたり平均2千円を乗じた金額を上限とする。

作業路の整備にかかる経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準、森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準、森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)第5の4の(2)の標準単価及び森林環境保全整備事業実施要領の運用(平成14年12月26日付け14林整第580号林野庁森林整備部長通知)に準じる

ものとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、基幹作業道の開設には工事雑費及び事務雑費は、林業関係公共事業地方事務費等の取扱いについて（平成10年4月1日付け10林野政第152号林野庁長官通達）によるものとする。

また、関連条件整備活動費については、（1）に準じる。

4 森林境界の明確化

間伐等の実施に向けた森林境界の明確化のために、都道府県知事が定める定額の単価は、1ヘクタール当たり4万5千円以内（森林・林業再生緊急対策において森林所有者情報の整備（森林所有者の特定とその情報の整理等）のみを実施する場合においては、1ヘクタール当たり5千8百円以内）の範囲で定めることとする。

なお、対象となる経費については、事業を実施するのに追加的に必要な経費で1の（1）～（8）に準じる。

5 里山再生対策

里山再生対策等を実施するために、都道府県知事が定める定額の単価は以下の範囲で定めることとする。

（1）侵入竹の除去については、1ヘクタール当たり30万円以内とする。

（2）森林病虫害防除については、1立方メートル当たり4万円以内とする。

（3）広葉樹林等の再生については、1ヘクタール当たり50万円以内とする。

また、附帯施設整備については、1ヘクタール当たり30万円以内とする。

（4）修景等保全費については、1ヘクタール当たり12.5万円以内、不用木の除去を伴う場合には2の間伐等を実施するために都道府県知事が定める定額の単価に準じるものとする。

なお、里山再生対策に係る経費は、次のとおりとする。

区 分	内 容
侵入竹の除去	不用木竹の除去費、搬出集積費、需要費、器具損料等
森林病虫害防除	被害木の伐倒費、搬出運搬費、破碎費、薬剤処理費、薬剤等資材費、需用費、器具損料等
広葉樹林等の再生	地拵え費、苗木（種子）代、仮植費、苗木（種子）運搬費、植付け費、播種費、資材費等
修景等環境保全	枝葉・不用木等除去費、資材費、運搬費、処分費等

また、関連条件整備活動費については、2の関連条件整備活動費に準じるものとする。

6 高性能林業機械等の導入

高性能林業機械等（以下「機械」という。）の導入の実施のために都道府県知事が定める定額の単価は、機械を導入する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量（機械導入年度を始期とする3年間の年平均計画）1000立法メートル当たり2百万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2（沖縄県においては2/3とする。）とする。また、同一事業主体が複数台機械を導入する場合は、それぞれの機械に対し適用する。

なお、経費については、7の（1）に準じる。

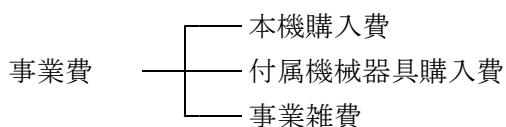
また、都道府県は、機械の導入を計画する事業主体から、素材生産量の計画の提出があった場合は、当該事業主体の素材生産計画量を明らかにするとともに、全体事業計画の間伐材利用量との整合性を図ることとする。

7 木材加工流通施設等整備

（1）ストックポイント整備

機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。

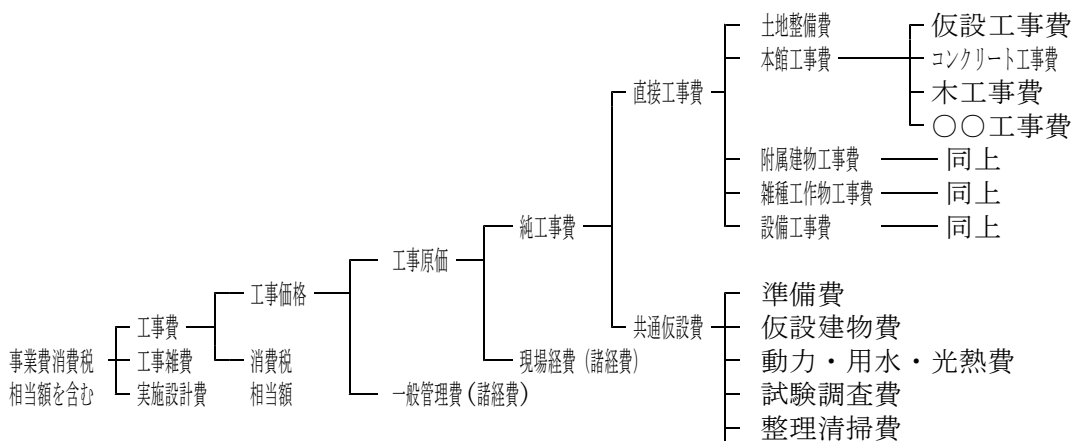
ア 機械器具費



事業雑費は、①本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料②車両購入に伴う重量税、取得税及び自動車損害賠償責任保険料とする。

ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

イ 建物建築費及び構築物設置費



- └ 機械器具費
- └ 運搬費
- └ その他

a 工事費

純工事費及び諸経費とする。ただし、消費税相当額を含む。

(a) 純工事費

工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費とし、その内容は、次のとおりとする。

i 直接工事費

労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費であって、共通仮設費以外のものとする。

ii 共通仮設費

建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要となる次表に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準 備 費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮設建物費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費
試験調査費	全般的な試験、調査等に要する経費
整理清掃費	全般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機械器具費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費
そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的経費

(b) 諸経費

i 諸経費は、請負施工における請負人又は直接施工における事業主体が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。

ii 諸経費の積算は、原則として現場経費及び一般管理費に区分して行うものとし、それぞれの純工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率による。）以内とする。ただし、直接施工における事業主体の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

b 工事雑費

事業主体が事業の施工に伴い、直接必要とする次表に掲げる経費とし、その積算は、原則として工事費の3.5%を限度とし、事業の施工様態に応じて行うものとする。

区 分	内 容
報 酬	用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務

賃金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅需用費	事業実施の打合せ等に必要な旅費 消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役務委託料 使用料及び賃借料	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、公告料及び雑役務費 登記事務、測量等の委託料 土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費 公課費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具

c 実施設計費

設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な経費とする。）とし、当該実施設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合には、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ウ 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準に準じるものとする。

ただし、指導監督費、工事雑費及び事務雑費については、次のとおりとする。

ア 指導監督費は補助対象としないものとする。

イ 工事雑費と事務雑費の合計は、事業費の3.5%以内とする。

ウ 工事雑費及び事務雑費で購入できる機械、器具及び備品類は原則として耐用年数が事業実施期間以内のものとする。

(2) 間伐材等加工流通施設整備

ア 木材処理加工施設整備

(1) に準じる。

イ 木材集出荷販売施設整備

(1) に準じる。

ウ 森林バイオマス等再利用促進施設整備

(1) に準じる。

エ 木質バイオマス加工流通施設等整備

間伐材の安定取引協定に基づき木質バイオマス生産加工流通施設等整備を実施す

るために、都道府県知事が定める定額の単価は、加工施設については、年間（生産）加工量1立方メートル当たり7千円以内、保管施設については年間取扱量1立方メートル当たり5千円以内の範囲で定めることとする。

ただし、都道府県において、個々の施設の整備について、新たな単価の設定が必要な場合は標準的な事業費の1/2相当以内の範囲で定めることとする。また、単価の設定が困難な場合は、助成額の上限は事業費の1/2とする。

対象経費については、(1)に準じる。

8 木造公共施設等整備

木造公共施設等整備を実施するために、都道府県知事が定める定額の単価は、工事費（木材費を除く）については床面積1平方メートル当たり13万5千円以内、木材費については地域材の利用量1立方メートル当たり5万円以内、内装工事費（木材費を除く）については、床面積1平方メートル当たり4万5千円以内の範囲で定めることとする。

ただし、都道府県において、個々の施設の整備について、新たな単価の設定が必要な場合は標準的な事業費の1/2相当以内の範囲で定めることとする。また、単価の設定が困難な場合は、助成額の上限は事業費の1/2とする。

対象経費については、7の(1)に準じる。

9 木質バイオマス利用施設等整備

間伐材の安定取引協定に基づき木質バイオマス利用施設等整備を実施するために、都道府県知事が定める定額の単価は、燃料用チップ等の年間利用量（丸太換算）1立方メートル当たり5万円以内の範囲で定めることとする。

ただし、都道府県において、個々の施設の整備について、新たな単価の設定が必要な場合は標準的な事業費の1/2相当以内の範囲で定めることとする。また、単価の設定が困難な場合は、助成額の上限は事業費の1/2とする。

対象経費については、7の(1)に準じる。

10 特用林産施設整備

ア 特用林産物生産施設整備

7の(1)に準ずる。

イ 特用林産物加工流通施設整備

7の(1)に準ずる。

ウ 廃床等活用施設整備

7の(1)に準ずる。

エ 特用林産物獣害対策施設整備

7の(1)に準ずる。

11 間伐材安定供給コスト支援

未利用間伐材等供給利用促進

間伐材安定供給コスト支援実施のために都道府県知事が定める定額の単価（以下、この項目において「単価」という。）は、1立方メートル当たり3千円以内の範囲で定めることとする。

なお、対象経費については、搬出・運搬費等とし、次のとおりとする。

ア 補助対象は、森林組合等と燃料用チップ、ペレット等の加工業者が締結する間伐材等安定取引協定（イにおいて「協定」という。）に基づき、燃料用間伐材等の伐採、搬出、運搬等のコストに見合う価格で安定的に取引する取組とする。

イ 補助対象期間は、協定に基づく燃料用間伐材等の運搬開始から原則1年間以内とする。ただし、必要に応じ最大2年間まで延長することができる。なお、2年目の単価は1年目の1/2以内とする。

12 流通経費支援

間伐材運搬

流通経費支援の実施のために都道府県知事が定める定額の単価（以下、この項目において「単価」という。）は、1立方メートル当たり2千円以内の範囲で定めることとする。

なお、対象経費については、運搬費とし、次のとおりとする。

ア 補助対象となる運搬は、林業事業者等と地域材を利用する法人等が締結する間伐材の安定取引協定（以下、この項目において「協定」という。）に基づく協定価格で取引される間伐材の運搬とし、運搬距離が道程で概ね50キロメートル以上のものに限る。ただし、運搬距離が50キロメートル以上100キロメートル未満の場合の単価は、100キロメートル以上の場合の1/2以内とする。

イ 補助対象期間は、協定に基づく間伐材の運搬開始から原則1年間以内とする。ただし、必要に応じ最大2年間まで延長することができる。なお、2年目の単価は1年目の1/2以内とする。

13 利子助成

間伐材利用促進

利子助成の実施のために都道府県知事が定める定額の単価は、借入金の残高に借入金の年利率（年3.0%を超えるものについては、年3.0%とみなす。）を乗じて得た額の2/3以内の範囲で定めるものとし、その対象は以下のとおりとする。

ア 利子助成の対象となる借入金は、林業事業者や地域材を利用する法人等が行う間伐材の安定供給協定の実施に資する立木・素材等の積極的な調達や資金回収期間の長期化等に対応するための経費に充てるための借入金とする。

イ アの借入金には、補助残融資及び制度融資に係る資金は含まないものとする。

ウ アの借入を行う指定金融機関は、農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合、森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合、森林組合法第101条第1項第3号の事業を行う森林組合連合会並びに農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第1号及び第2号の事業を併せて行う農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。

14 地域材利用開発

(1) 事業主体が、当該地域で産出される木材（以下、「地域材」という。）の需要拡大及び地域材を使った製品等の生産性の向上を図ることを目的として行う下記の事業の実施に必要な（3）に掲げる経費を対象とする。なお、1プロジェクトごとの助成額の上限は原則3,000万円程度とするが、特に地域材需要拡大につながるものとして都道府県知事の認める場合にあつてはこの限りではない。

- ① 地域材を利用した新製品開発・試験研究
- ② 新製品・新商品の普及及び生産性向上対策
- ③ 実証モデル施設等整備
- ④ 上記のほか、都道府県知事が特に必要と認める事業

(2) (1) の事業については、以下の①～④のすべてに該当するものとする。

- ① 新規需要拡大につながるものとして、以下のいずれかの製品開発や商品開発に係るもの
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）等で必要となる建築物の構造方法や建築材料の性能についての認定、又はこれに類する認証等を必要とするもの
 - イ 都道府県等で定める地域材認証等の制度上の認証等を必要とするもの
 - ウ 長期優良住宅の認定基準や住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）上の性能評価において必要とする基準を満たそうとするもの
 - エ 地域の風土や気候に応じた地域ごとの住宅のプロトタイプの基準に沿ったものであり、地域材の特性に応じた需要拡大が見込めるもの
 - オ 上記のほか、これに類する製品開発や商品開発を行うもので、都道府県知事が地域材需要拡大を図る上で特に必要と認めるもの
- ② 製品開発や商品開発等の結果をもって、地域材を利用した住宅の生産、建築物の建設等の地域材の需要拡大につながることを目的とするもの
- ③ 先駆的な技術を用いるなどモデル性の高いものであること
- ④ 対象とした部材が継続的に維持される施設となる場合、利用のモニター活動を行うものであること。

(3) 対象となる支出経費は以下のとおり。

区 分	内 容
技術者給	1に準じる
賃 金	1に準じる
謝 金	1に準じる
旅 費	1に準じる
需用費	1に準じる
役 務 費	1に準じるほか認証申請等の手数料等の経費、販路拡大に向けた市場調査等の経費、生産性向上等に係るシステムの開発に係る経費
委 託 料	1に準じる
使用料及び賃借料	1に準じるほか試験器具・機械等の借りに要する経費
施設整備費	性能試験及び実証展示等に用いる部材費用やその運搬等に要する経費

15 地域材活用促進支援事業

- (1) 産地が明らかな木材（地域材）の住宅・建築物への需要拡大を図ることを目的に、事業主体が産地が明らかな木材（地域材）の利用者に対して都道府県知事が定める定額の補助を行う。ただし、補助額の上限は下表のとおりとする。

産地が明らかな木材（地域材）利用量（m ³ /件）	住宅等補助費（円/件）
25以上	400,000
20～25未満	300,000
15～20未満	210,000
10～15未満	130,000
5～10未満	60,000

※ 新築の住宅・建築物に適用する場合は、産地が明らかな木材（地域材）使用量10m³以上とする。

- (2) 対象となる支出経費は以下のとおり。

区 分	内 容
① 技術者給	1に準じる
② 賃金	1に準じる
③ 謝金	1に準じる
④ 旅費	1に準じる
⑤ 需用費	1に準じる
⑥ 役務費	1に準じる
⑦ 委託料	1に準じる
⑧ 使用料及び賃借料	1に準じる
⑨ 原材料費	1に準じる
⑩ 住宅等補助費	上記（1）に定めた住宅等に対する補助費

ただし、①～⑨に係る経費の総額は、①～⑩の合計額の1割以下にとどめなければならない。

16 都道府県指導等事業費

基金事業を推進するため、都道府県による説明会の開催、事業実施市町村・特別区及び事業主体に対する指導、必要な会議の開催、基金の運営等に要する次の経費とする。

なお、補助率は1/2以内とし、基金事業終了時の総額は、基金事業総額の1.7%を上限とする。

ただし、耐用年数が事業実施期間を越える備品を購入する経費については、原則とし

て補助の対象としない。

(1) 人 件 費

基金事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）に対する給料、職員手当（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金とする。

(2) 賃 金

賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(3) 謝 金

基金事業を推進するために開催する会議等に出席する委員等の謝金とする。

(4) 旅 費

基金事業の指導監督等に必要な旅費とする。

(5) 需用費

消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）、印刷製本費、光熱水料及び修繕費とする。

(6) 役務費

通信運搬費、公告料（用地買収補償交渉等補助事業の遂行上特に必要と認められる場合に限る。）、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車取得税とする。

(7) 委託料

登記事務、測量等の委託料とする。

(8) 使用料及び賃借料

土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料とする。

(9) 備品購入費

基金事業の実施のために直接必要な貨客兼用自動車及び備品購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

17 市町村指導等事業費

市町村が基金事業の実施についての指導、監督及び事業の推進に必要な会議の開催等を行うのに要する経費であって、その内容は16の都道府県指導等事業費に準ずる。

なお、補助率は1/2以内とし、基金事業終了時の総額は基金事業総額の0.4%を上限とする。

基金事業実施に当たっての条件

第10の11の基金事業実施にあたっての条件は、以下のとおりとする。

- 1 都道府県知事は、基金事業により取得し又は効用の増加した財産については、基金事業終了後においても、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間、ただし大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号。以下「農林省令」という。）別表で定める期間（以下これらの期間を「処分制限期間」という。）内は、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管し、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、基金事業の目的に沿って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 都道府県知事は、基金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち、不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具について、処分制限期間内においては、農林水産大臣の承認を受けずに、基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供してはならない。
- 3 2の財産について、処分制限期間内においては、農林水産大臣の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させられることがある。
- 4 都道府県知事は、基金事業により設置した別記に掲げる施設等が、当該施設等の転用制限基準に該当することとなる場合は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。

また、農林水産大臣の承認を受けて当該施設等を転用又は用途変更した場合は、当該転用等に係る施設等に要した経費のうち国費相当額について、基金解散前にあっては、これを基金に充当するものとし、基金解散後にあっては、これを国に納付しなければならない。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合には農林水産大臣に協議することができる。

- 5 都道府県知事は、基金事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間及び転用制限期間内に基金事業の目的を達すること

ができなくなった場合、速やかに農林水産大臣に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した経費のうち国費相当額について、基金解散前にあっては、これを基金に充当するものとし、基金解散後にあっては、これを国に納付しなければならない。

6 都道府県知事は、補助金の交付に際しては、市町村長及び事業主体（以下、「市町村長等という。」）に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

ア 市町村長等は、補助事業に要する経費の配分の変更（都道府県知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないこと。

イ 市町村長等は、補助事業の内容の変更（都道府県知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないこと。

ウ 市町村長等は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、都道府県知事の承認を受けなければならないこと。

エ 市町村長等は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

オ 市町村長等は、この基金事業に係る交付要綱、実施要綱及び実施要領に従わなければならないこと。

カ 市町村長等は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならないこと。ただし、消費税相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業主体については、次の条件に従わなければならないこと。

(a) 市町村長等は、補助事業の実績報告を行うに当たって、上記の事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(b) 市町村長等は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記(a)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を都道府県知事に報告するとともに、都道府県知事に返還しなければならない。

(c) (b) による報告は、実績報告を提出した年度の6月15日までに行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

キ 市町村長等は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならないこと。

ク 市町村長等は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの）について、処分制限期間内においては、都道府県知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

また、処分制限期間内に都道府県知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載されている場合は、都道府県知事の承認を受けたものとする。

ケ 市町村長等は、補助事業により設置した別記に掲げる施設等が、当該施設等の転用制限基準に該当することとなる場合は、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないこと。

また、都道府県知事の承認を得て、当該施設等を転用又は用途変更した場合は、当該転用に係る施設等につき交付を受けた補助金相当額の全部又は一部を都道府県知事に納付しなければならないこと。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合には、都道府県知事に協議することができること。

コ 市町村長等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間及び転用制限期間内に補助金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに都道府県知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当

額の全部又は一部を都道府県知事に納付しなければならないこと。

サ 市町村長等は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならないこと。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならないこと。

シ 市町村長等が都道府県知事から交付された補助を更に他の事業主体へ交付するときには、都道府県知事に付された上記アからサに掲げる条件と同趣旨の条件を付さなければならないこと。

7 都道府県知事は、市町村長等に付した条件により承認をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。

また、協議についても、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。

ただし、前記6のアからエに係るものについては、この限りではない。

8 農林水産大臣は、基金への充当又国への納付を条件に前記7の承認を行った場合において、当該納付が困難なやむを得ない事情があると認められるときの取扱いは、適正化法第18条第3項の規定に準じるものとする。

9 都道府県知事は、前記6のカにより市町村長等からその収入の全部又は一部に相当する額を収納した場合又は前記6のク及びケ並びにコにより市町村長等から補助金相当額の全部又は一部を収納した場合、国費相当額について、基金解散前にあつては、これを基金に充当するものとし、基金解散後にあつては、これを国に納付しなければならない。

10 都道府県知事は、市町村長等が前記6により付した条件を遵守するよう善良なる管理者の注意をもって指導監督しなければならない。

別記（別紙２の関係）

施設等	転用制限基準	補助金の返還範囲
連絡道 作業道 作業路	補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に当該連絡道及び作業道について、その全部又は一部が転用若しくは用途変更され、又は補助目的を達成することが困難になったとき。	全部又は一部
育林等 （新植、保育、肥培、枝打、間伐）	補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に当該林地の全部又は一部が転用されたとき。（当該林地を売り渡し若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等を設定した林地以外の用途に転用する場合を含む。） なお、間伐については、森林整備加速化・林業再生事業の運用について第1の別表1の2の（2）の②のウの（ア）に該当し、これに違反したとき。	全部又は一部
貯木場 （附帯道路、増設・舗装を含む） スtockポイント 駐車場 （附帯道路を含む） 空輸作業基地 作業ポイント その他土地整備 （大蔵省令に定めるものを除く。）	補助金交付年度の翌年度から起算して8年以内に施設等の全部又は一部が目的以外に転用され残存施設等では所期の目的を達成することが困難になったとき。	全部又は一部

メニュー	事業種目	工種又は区分①	工種又は区分②	工種又は区分③	工種又は区分④	呼称単位	
						A	B
		その他地域特性に応じた効率的な作業システムを実現するために必要なものであると協議会が認めるもの	※具体名				—
7 木材加工流通施設等整備	24ストックポイント整備	剥皮施設 焼却炉 山元貯木場管理棟 山元貯木場整備新設 山元貯木場増設 山元貯木場改良・舗装 自走式ウインチ ログローダ グラブ付トラック グラブ付バックホウ フォークリフト クレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名			棟 箇所 箇所 棟	式 ㎡ ㎡ ㎡ 台 台 台 台 台 台 ㎡ —
	25間伐材等加工流通施設整備	木材処理加工施設整備	木材製材施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 リングバーカ ツインバンドソー ギャングリッパー その他	※具体名	棟 棟 棟 箇所 箇所	台 台 台 台 台 台 式 式 式 式 式 式 式 式 台 台 —
			集成材加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 —
			合・単板加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 単板製造機械 単板乾燥装置 調板機械 接着機械 合板仕上・処理機械 ロータリーレース ドライヤー その他	※具体名		式 式 式 式 式 式 台 台 —
			プレカット加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 柱加工機 横架材加工機 仕口加工機 クロスカットソー 加工盤反転装置 角のみ盤 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 —
			チップ加工施設装置	選別機 剥皮施設 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 チップスクリーン 研磨機 作業用建物 チップサイロ 管理棟 貯木場整備新設 貯木場整備増設 貯木場改良・舗装 その他	※具体名	棟 棟 棟 箇所 箇所	台 式 式 式 台 台 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ —
			木材加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 丸棒加工機 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 —
			木材材質高度化施設装置	木材乾燥機 防虫・防腐施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 その他	※具体名	棟 棟 棟	基 式 ㎡ ㎡ ㎡ —
			丸棒加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 丸棒加工機 その他	※具体名		台 —
			杭加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 杭加工機 結束機 その他	※具体名		台 台 —

別表2

指標のガイドライン

1 全体指標の設定単位は計画主体（都道府県）ごと、個別指標の設定単位は事業主体ごととする。

2 下表のうち、○は必須、●は事業内容等によりどれか一つ必ず選択、◎は事業内容等により必ず選択する指標とする。

全体指標	全体指標の定義	メニュー	事業種目	個別指標	個別指標の定義
○間伐実施面積 ○間伐材利用量	本事業による間伐面積 (ha) 事業計画するエリアにおける間伐材利用量 (m ³) ※間伐実施面積については、目標年度は事業完了年度とする。 ※間伐材利用量については、目標年度は事業完了年度の翌年度から3年目とする。	間伐	間伐等	●利用間伐面積 ●間伐材利用率 ●未整備森林の比率	利用間伐面積 (ha) 平均間伐材利用率 (%) 未整備等手入れが必要な森林の面積の割合 (%) ※目標年度は事業実施年度とする。
		林内路網整備	中核作業道整備 基幹作業道整備 作業路整備	○林内路網密度	路網密度 (m/ha) ※目標年度は事業実施年度とする。
		森林境界の明確化	森林境界明確化	●森林境界明確化面積 ●森林所有者情報整備面積	森林の境界が明確化された面積 (ha) 森林所有者の情報が整理され、境界明確化や間伐を実施しようとする者に対し、その情報を提供できる状態になっている面積 (ha) ※目標年度は事業実施年度とする。
		里山再生対策	里山再生	●侵入竹人工林の面積 ●新規雇用者数 ●育成広葉樹等の面積 ●造林未済地面積 ●森林病害虫（鳥獣）の被害面積	竹が侵入している人工林の面積 (ha) 森林整備における新規の雇用者数 (人) 育成広葉樹、針広混交林の面積 (ha) 造林未済地等の面積 (ha) 松くい虫等により被害を受けている森林の面積 (ha) ※目標年度は事業実施年度とする。
		高性能林業機械等の導入	高性能林業機械等導入	○素材生産量	受益範囲内もしくは事業主体における素材生産量 (m ³) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
		木材加工流通施設等整備	ストックヤード整備【ストック】 間伐材等加工流通施設整備【木材加工】 林地残材活用機材整備【バイオマス】 木質バイオマス供給施設整備【バイオマス】	◎間伐材等利用（流通）量【ストック】 ●間伐材等利用（流通）量【木材加工】 ●間伐材等利用（加工）量【木材加工】 ●間伐材等利用（乾燥）量【木材加工】 ◎木質バイオマス利用量	当該施設による間伐材等の流通量 (m ³) 当該施設による間伐材等の流通量 (m ³) 当該施設による間伐材等の加工量 (m ³) 当該施設による間伐材等の乾燥量 (m ³) 当該施設におけるバイオマス使用量 (m ³) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
		木造公共施設等整備	医療・社会福祉関連施設整備 学校関連施設整備 先駆的施設整備 公共施設等再生 木の香るまち等施設整備	○地域材利用量 ○施設利用者数	当該施設による地域材利用量 (m ³) 当該施設による施設利用者数 (人) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
		木質バイオマス利用施設等整備	木質バイオマスエネルギー利用施設整備	○木質バイオマス利用量	当該施設におけるバイオマス使用量 (m ³) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
		特用林産施設整備	特用林産施設整備	○対象品目の生産量 ●生産性 ●生産コスト	当該施設による生産量 (t, kg, m ³ 等) 当該施設による対象品目の生産性 (t, kg, m ³ 等/人・日) 当該施設による対象品目の生産コスト (千円/t, kg, m ³ 等) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
		間伐材安定供給コスト支援	間伐材等運搬	○安定取引協定に基づく木質バイオマス利用量	事業主体が締結する当該安定取引協定に基づく木質バイオマス取引量 (m ³) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
		流通経費支援	間伐材運搬	○安定取引協定に基づく間伐材利用量 ○間伐材生産量※ ※林業事業者等間伐材生産者以外の者が流通経費を負担し、当該支援を受けようとする場合は、安定取引協定締結に係る林業事業者等の数値を計上すること。	事業主体が締結する当該安定取引協定に基づく間伐材取引量 (m ³) 当該安定取引協定を締結した事業者の間伐材生産量 (m ³) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
		利子助成	間伐材利用促進	◎安定取引協定に基づく間伐材利用量 ◎間伐材生産量 ◎間伐材利用（加工又は流通）量	事業主体が締結する当該安定取引協定に基づく間伐材取引量 (m ³) 当該安定取引協定を締結した事業者の間伐材生産量 (m ³) 当該安定取引協定を締結した事業者の間伐材利用（加工又は流通）量 (m ³) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
		地域材利用開発	地域材利用拡大に向けた製品開発・商品開発	◎地域材利用（加工）量	当該事業による事業者の地域材利用（加工）量 (m ³) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
地域材活用促進支援	産地が明らかな木材（地域材）の利用	○産地が明らかな木材（地域材）利用量 ○補助対象件数	当該事業による産地が明らかな木材（地域材）利用量 (m ³) 当該事業により新築または増築その他のリフォームをおこなった施設の件数 (件) ※目標年度は事業実施年度とする。		

様式1

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

都道府県知事 印

森林整備加速化・林業再生基金全体事業計画(変更)承認申請書

森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱の第4の2(変更の場合は、第4の3)の規定に基づき、(変更)全体事業計画書を添えて申請します。

(変更の場合は、以下を記載する。)

- 1 変更理由
- 2 変更の概要

(注)

1. 様式2を添付すること。
2. 変更承認申請書を提出する場合は(1)～(2)のとおりとする。
 - (1) 全体事業計画書の様式に準じて作成した変更全体事業計画書を添付すること。
 - (2) 様式2のうちの事業費等については、上段に変更前を()書き、下段に変更後を裸書きとする。

作成年度	平成	年度
------	----	----

森林整備加速化・林業再生基金
(変更)全体事業計画書

〇 〇 都道府県

第1. 基本的事項

1. 間伐等の森林整備及び林業・木材産業の現状と課題

※(現状、望ましい姿、解決すべき課題等を記述。)

2. 施策の基本方針

※(事業の対象エリア、課題解決のための基本方針等を記述。)

3. その他

※(特記すべき事項がある場合、記述)

第2. 事業計画

1 計画主体毎に設定する目標(全体目標)

全体指標	目標設定の考え方	現状値			目標値			備考
		数値	単位	年度	数値	単位	年度	
間伐実施面積								
間伐材利用量								

(注)

- 1 間伐実施面積については、本事業による間伐面積とし、目標年度は事業完了年度を原則とする。
- 2 間伐材利用量については、事業を計画するエリアにおける間伐材利用量とし、目標年度は事業完了年度の翌年度から3年目を原則とする。
- 3 その他、設定すべき指標がある場合は、追記すること。

* 行については、適宜加除のこと。

2 メニューごとの事業費等

(単位:百万円)

分野	平成21年度		平成22年度		平成23年度		合計	
	数量	基金事業費	数量	基金事業費	数量	基金事業費	数量	基金事業費
1. 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等	—	—	—	—	—	—	—	—
2. 間伐	ha	—	ha	—	ha	—	ha	—
3. 林内路網整備	m	—	m	—	m	—	m	—
4. 森林境界の明確化	ha	—	ha	—	ha	—	ha	—
5. 里山再生対策	ha	—	ha	—	ha	—	ha	—
6. 高性能林業機械等の導入	台	—	台	—	台	—	台	—
7. 木材加工流通施設等整備	施設	—	施設	—	施設	—	施設	—
8. 木造公共施設等整備	施設	—	施設	—	施設	—	施設	—
9. 木質バイオマス利用施設等整備	施設	—	施設	—	施設	—	施設	—
10. 特用林産施設整備	施設	—	施設	—	施設	—	施設	—
11. 間伐材安定供給コスト支援	m ³	—	m ³	—	m ³	—	m ³	—
12. 流通経費支援	m ³	—	m ³	—	m ³	—	m ³	—
13. 利子助成	千円	—	千円	—	千円	—	千円	—
14. 地域材利用開発	プロジェクト	—	プロジェクト	—	プロジェクト	—	プロジェクト	—
15. 地域材活用促進支援	—	—	件	—	件	—	件	—
※指導等事業	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—

注1)基金事業費は国費分を記載すること。

注2)「13.利子助成」の数量は、助成対象融資額を記載すること。

注3)各欄及び合計欄を3段書きとし、上段に当初分を、中段に森林・林業再生緊急対策分を、下段に森林・林業再生総合対策分を記載すること。

様式3

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

都道府県知事 印

森林整備加速化・林業再生基金事業変更協議書

森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱の第4の3の規定に基づき、協議します。

変更の理由:

別紙

1 計画主体毎に設定する目標(全体目標)

全体指標	目標設定の考え方	現状値			目標値			備考
		数値	単位	年度	数値	単位	年度	
間伐実施面積								
間伐材利用量								

(注)

- 1 変更前の目標等については、それぞれの欄の上段にカッコ書きで記入すること。
- 2 間伐実施面積については、本事業による間伐面積とし、目標年度は事業完了年度を原則とする。
- 3 間伐材利用量については、事業を計画するエリアにおける間伐材利用量とし、目標年度は事業完了年度の翌年度から3年目を原則とする。
- 4 その他、設定すべき指標がある場合は、追記すること

* 行については、適宜加除のこと。

様式4

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

都道府県知事 印

○年度森林整備加速化・林業再生基金事業計画報告書

森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱の第4の4の規定に基づき、事業計画書を添えて報告します。

(注) 様式5を添付すること。

作成年度	平成	年度
------	----	----

○年度森林整備加速化・林業再生基金
事業計画書

○ ○ 都道府県

(注)

- 1 基金事業費には国費分を記載すること。
 - 2 メニューごとの個別指標については、別表2に定める事項を記載すること。
 - 3 事業種目については、別表1の該当事業種目を、事業内容については、別表1の工種又は区分(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記載すること。
 - 4 実施市町村は、事業を予定している市町村名を記載すること。
 - 5 事業主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
 - 6 高性能林業機械等の導入について
個別指標における現状値の数値については、機械導入年度における事業主体の素材生産計画量を記載すること。
 - 7 その他(メニュー毎に該当する場合は、以下の項目を備考欄に記載すること。)
 - (1) 2、4、5、6、7のうち木質バイオマス加工流通施設等整備、8、9、11、12、13については、定額の単価
 - (2) 林内路網整備については、路線毎の開設延長と定額の単価
 - (3) 助成対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記載すること。
 - (4) 高性能林業機械等の導入については、事業主体ごとの機械導入年度を始期とした3年間の各年度及び3年間平均の素材生産計画量
 - (5) 高性能林業機械等の導入について、貸付を行う事業を実施する場合は、利用者の名称
 - (6) 木造公共施設等整備については、当該施設整備に要する地域材の材積
 - (7) 7のうち木質バイオマス加工流通施設等整備、9及び11のうち、バイオマスタウン構想に基づく取組については、バイオマスタウン構想名(公表年月日)を、未利用材(製材工場等残材及び建設発生材木材以外のもの)を利用する取組については、「未利用材を利用」、頑張る地方応援プログラムに基づく取組については、プロジェクト名
 - (8) 木造公共施設等整備の学校関連施設整備のうち、エコスクールに関する取組については、認定学校名
 - 8 利子助成について、事業主体が決まっていない場合は、事業主体や市町村、個別指標について記載しなくて構わない。
 - 9 森林・林業再生緊急対策又は森林・林業再生総合対策で実施する事業については、備考欄に「森林・林業再生緊急対策で実施」又は「森林・林業再生総合対策で実施」と記載するとともに、各合計欄及び総計欄を3段書きとし、上段に当初分を、中段に森林・林業再生緊急対策分を、下段に森林・林業再生総合対策分を記載すること。
- * 行については、適宜加除のこと。

様式6

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

都道府県知事 印

平成〇年度森林整備加速化・林業再生基金事業実施状況報告書

森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱の第7の規定に基づき、事業実施状況報告書を添えて報告します。

(注)

様式7を添付すること。

作成年度	平成	年度
------	----	----

平成○年度森林整備加速化・林業再生基金
事業実施状況報告書

○ ○ 都道府県

別紙1

平成〇年度森林整備加速化・林業再生基金事業実施状況報告(全体)

1 基金保管実績

(単位:円)

	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A)+(B)-(C)
合 計 (a)				

注1)金額については国費分を記載すること。

注2)平成21年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。

注3)「運用益繰入額」には、当該年度内に生じた運用益について、記載すること。

注4)合計額(a)は、別紙2の合計額(b)と一致すること。

2 基金運用実績

(単位:円)

	運 用 益			合 計
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
合 計				

3 基金の解散年月日(中止又は廃止も含む)

基 金 の 解散・中止・廃止 年 月 日	平成 年 月 日
----------------------------	----------

基金事業に係る経費

区 分	当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額		年度末保管額 (A)+(B)-(C)	
			数量	基金事業費 (C)		
基金			—	—		
			—	—		
			—	—		
			—	ha		—
			—	—		—
			—	m		—
			—	m		—
			—	ha		—
			—	ha		—
			—	ha		—
			—	ha		—
			—	ha		—
			—	台		—
			—	台		—
			—	施設		—
			—	施設		—
			—	施設		—
—	施設	—				
—	施設	—				
—	施設	—				
—	施設	—				
—	施設	—				
—	施設	—				
—	施設	—				
—	m ³	—				
—	m ³	—				
—	m ³	—				
—	—	—				
—	千円	—				
—	—	—				
—	プロジェクト	—				
—	プロジェクト	—				
—	—	—				
—	—	—				
—	—	—				
—	件	—				
—	—	—				
—	—	—				
—	—	—				
—	—	—				
小 計		注4)	—	—		
運 用 益		注5)	—	—		
合 計 (b)			—	—		

注1)金額については国費分を記載すること。
 注2)平成21年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
 注3)「運用益繰入額」には、当該年度内に生じた運用益について、記載すること。
 注4)運用益を事業に直接繰り入れた場合は、その合計を記載すること。
 注5)基金に繰り入れた運用益の合計を記載すること。なお、運用益を事業に直接繰り入れた場合は、その合計を含めないこと。
 注6)「13.利子助成」の数量は、助成対象融資額を記載すること。
 注7)各欄、小計欄及び合計欄を3段書きとし、上段に当初分を、中段に森林・林業再生緊急対策分を、下段に森林・林業再生総合対策分を記載すること。

(注)

- 1 基金事業費には国費分を記載すること。
- 2 メニューごとの個別指標については、別表2に定める事項を記載すること。
- 3 事業種目については、別表1の該当事業種目を、事業内容については、別表1の工種又は区分(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記載すること。
- 4 実施市町村は、事業を予定している市町村名を記載すること。
- 5 事業主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
- 6 その他(メニュー毎に該当する場合は、以下の項目を備考欄に記載すること。)
 - (1) 2、4、5、6、7のうち木質バイオマス加工流通施設等整備、8、9、11、12、13については、定額の単価
 - (2) 林内路網整備については、路線毎の開設延長と定額の単価
 - (3) 助成対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記載すること。
 - (4) 高性能林業機械等の導入については、機械導入年度を始期とした3年間の各年度及び3年間平均の素材生産実績
 - (5) 高性能林業機械等の導入について、貸付を行う事業を実施した場合は、利用者の名称
 - (6) 木造公共施設等整備については、当該施設整備に要する地域材の材積
 - (7) 7のうち木質バイオマス加工流通施設等整備、9及び11のうち、バイオマスタウン構想に基づく取組については、バイオマスタウン構想名(公表年月日)を、未利用材(製材工場等残材及び建設発生材木材以外のもの)を利用する取組については、「未利用材を利用」、頑張る地方応援プログラムに基づく取組については、プロジェクト名
 - (8) 木造公共施設等整備の学校関連施設整備のうち、エコスクールに関する取組については、認定学校名
- 7 森林・林業再生緊急対策又は森林・林業再生総合対策で実施する事業については、備考欄に「森林・林業再生緊急対策で実施」又は「森林・林業再生総合対策で実施」と記載するとともに、各合計欄及び総計欄を3段書きとし、上段に当初分を、中段に森林・林業再生緊急対策分を、下段に森林・林業再生総合対策分を記載すること。

* 行については、適宜加除すること。

様式8

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿
(沖縄県知事及び沖縄県内の市町村長においては、内閣府沖縄総合事務局長あて)

都道府県知事 印

森林整備加速化・林業再生基金事業達成状況報告書

森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱第7の規定に基づき、目標達成状況について報告します。

別紙

1. 実績及び達成率

全体指標	目標設定の考え方	現状値			目標値			事業完了年度			1年目			2年目			目標年度の報告			備考
		数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	実績	達成率 (%)	年度	
間伐実施面積								/	/	/	/	/	/	/	/	/				
間伐材利用量																				

(注)

- 1 指標、現状値、目標値、単位については、事業計画の内容とすること。
- 2 達成率は、目標年度の実績／目標値とすること。
- 3 実績については、その調査方法と調査年月日を備考欄に記載すること。(別様可)
- 4 報告年度については、本要領第6の1に基づくこと。

* 行については、適宜加除すること。

2. 総合評価

指標ごとにその評価について記述するとともに、事業実施上明らかとなった今後の課題とその解決策を記述する。

計画主体の評価及び今後の課題とその解決策

全体指標	本事業の分析とその評価	今後の課題とその解決策
間伐実施面積		
間伐材利用量		

(注)

- 1 報告年度については、本要領第6の1に基づくこと。
- 2 本表には、指標ごとに評価等を記入すること。

* 行については、適宜加除すること。